

業界団体への価格転嫁対策奨励金支給要綱

（目的）

第1条 「業界団体への価格転嫁対策奨励金」事業は、長期化する原材料高や労務費高騰を受けて、中小企業、小規模事業者（以下、「中小企業等」という）が抱える、適切な価格設定についての課題に対し、業界単位で価格転嫁に向けた取組みを行う団体を後押しすることを目的とする。

（支給対象者）

第2条 支給対象者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

（1）奨励金の支給対象者は、福井県内を主たる活動範囲とする組合等であること。

（2）国の「パートナーシップ構築宣言」を登録している団体であること。

※「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp/>) より登録

（3）支給対象者の組合等が次の各号に掲げるいずれにも該当しないこと。

①福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しないこと。

②宗教団体や政治活動を主たる目的とする組合等もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある組合等でないこと。

③過去1年間に、労働関係法令に違反していないこと。

④国、地方公共団体および特別の法律により特別の設置行為をもって設置された組合等でないこと。（その資本金の全部または大部分が国または地方公共団体からの出資による組合等、またはその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国または地方公共団体からの交付金もしくは補助金等によって得ている組合等ではないこと）

（支給額等）

第3条 県は、予算の範囲内において、以下の通り奨励金を交付する。

奨励金の交付は、1団体につき1回とする。

各団体50万円

（支給申請等の手続き）

第4条 奨励金の支給を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、別紙「業界団体への価格転嫁対策奨励金支給申請書兼請求書」（以下「支給申請書兼請求書」という。）（様式1）を毎年2月15日（休日の場合は前営業日）までに、福井県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）に提出するものとする。

2 申請者は次の各号に掲げる書類を支給申請書兼請求書とともに中央会に提出するもの

とする。

- (1) 別紙「業界団体への価格転嫁対策奨励金事業実施計画書」（以下「事業実施計画書」という。）

※事業実施計画書については、中央会の指導の下作成し、中央会の審査を受けることとする

- (2) 振込先口座の預金通帳の写し（金融機関名、本支店名、店番号、口座の種類、口座番号、口座名義(カナ)の記載されているページ。）

3 中央会は、申請者が提出した支給申請書兼請求書および添付書類を審査し、毎年3月10日（休日の場合は前営業日）までに県に提出する。

4 県は、支給申請書兼請求書および添付書類を確認後、支給の可否を決定し、申請者に通知する。

5 県は請求書の受理後、取り組み実績を確認した後、奨励金を支給することとする。

（実績報告）

第5条 申請者は、実施計画書の取り組みが終了次第、取り組み実績を記載した「業界団体への価格転嫁対策奨励金実施報告書」（以下「実施報告書」という。）（様式2）を毎年3月31日（休日の場合は前営業日）まで、または取り組み終了後1か月以内に中央会に提出するものとする。

また、成果物等がある場合は添付する。

2 中央会は、申請者が提出した「実施報告書」を精査し、県に提出する。

（奨励金の不正受給）

第6条 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない奨励金の支給を県から受け、または受けようとした事業者に対しては、当該不正に係る奨励金について不支給とするかまたは支給を取り消し、当該奨励金を不支給とした日、または当該奨励金の支給を取り消した日以後3年間、奨励金を支給しない。

（不正受給の定義）

第7条 奨励金の不正受給とは、詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書兼請求書に虚偽の記載を行い、または偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない奨励金を受け、または受けようとするをいう。

2 支給申請書兼請求書の記載誤りが故意によらない軽微なものと認められる場合にはこれに該当しない。

（事業者への通知）

第8条 不正受給であることが判明した場合には、県は当該事業者に対し第8条の規定に基づき奨励金の返還の手続を行った上で、奨励金を不支給とした日または奨励金の支給を取り消した日以後三年間、当該事業者に対して補助金等を支給しないこととする旨を通知する。また、県は不支給措置に係る効果により、当該期間に再び奨励金等を受けようと支給申請を行うことは不正行為に当たることを併せて通知する。

(返還)

第9条 県は、奨励金の支給を受けた事業者が次号に該当する場合には、当該事業者に対して、次の各号に掲げる額に係る支給決定を取り消す旨の通知を行い、返還を請求するものとする。

- (1) 当該事業者が偽りその他不正の行為によって奨励金の支給を受けた場合
支給した奨励金の全部、または一部の額および必要に応じて当該事業者以外の事業者に支給した奨励金の全部、または一部
- (2) 奨励金の支給すべき額を超えて奨励金の支給をした場合
当該支給すべき額を超えて支払った部分の額

(延滞金)

第10条 前条第一項の(1)の規定により返還を請求した奨励金については、当該事業者が奨励金を受領した日を履行期限と指定して、県は当該事業者に対し、履行期限の翌日から納付日までの日数に応じ、福井県補助金等交付規則第18条の規定により、年10.95%の割合で計算した延滞金の納付を請求するものとする。

(調査等)

第11条 県は、奨励金申請者に対して、中央会を通して関係書類の提出を求め、事業計画内容の実施状況等について、事情聴取または訪問調査等を行う。

2 申請者は、前項に定める県の調査等に協力しなければならない。

(その他)

第12条 この支給要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和6年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和7年5月1日から施行する。